

第4回 白馬村地域公共交通会議議事録

1. 開催日 平成21年5月26日(火) 13時30分～14時10分
2. 場所 白馬村役場201会議室
3. 出席者 太田委員、三村委員(代理)、小須田委員(代理)、北野委員、遠藤委員、青柳委員(代理)、上條委員、松沢委員、風間委員、倉島委員、速水委員、渡邊委員、熊井委員(代理)、高橋委員、松澤委員、横澤委員、太田委員
4. 事務局 太田総務課長、吉田総務課企画情報係長、
- 5・関係職員 田中観光農政課観光特産係長、太田住民福祉課住民福祉係長、柏原観光局派遣主査
6. 配布資料
 - 資料1：白馬村地域公共交通会議設置要綱の全部改正
 - 資料2：白馬村地域公共交通会議庶務規定
 - 資料3：白馬村地域公共交通会議財務規定
 - 資料4：試験運行結果について
 - 資料5：白馬村地域公共交通会議委員名簿
 - 資料6：各種役員の選任について
 - 資料7：平成21年度白馬村地域公共交通会議事業計画(案)について
 - 資料8：平成21年度白馬村地域公共交通会議予算(案)について
 - 資料9：今後の進め方について
 - 資料10：地域公共交通活性化・再生総合事業の認定について

(事務局)

大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今より「第4回白馬村地域公共交通会議」を開催させていただきます。

本日は、委員の、小林大町警察署白馬村交番所長様、花井アルピコ労働組合松本電気鉄道支部執行委員様、アルピコ労働組合川中島バス支部執行委員長様、安藤長野県タクシー協会長様は欠席、三村長野県企画部交通政策課長様、小須田北安曇地方事務所長様、青柳川中島バス株式会社代表取締役様、熊井国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長様におかれましては、あらかじめ代理出席とご連絡いただいておりますので、本日お配りいたしました出席者名簿の通りご報告させていただきます。

そして、第3回会議以降におきまして、本会議委員の人事異動等に伴い、2名の委員が新委員に交代しております。また、本年度において新たに観光交通体系への取り組みに伴い2名の委員を加えて、この公共交通会議を進めてまいりますので、事務局よりご紹介をさせていただきます。

予めお配りしました資料5をご覧ください。名簿番号3番の北安曇地方事務所長 小須田幸一様、名簿番号15番の北陸信越運輸局長野運輸支局長 熊井保夫様でございます。本日は、山岸様の代理出席をいただいております。そして、名簿番号20番の白馬村観光農政課長 横澤英明様、21番の白馬村観光局次長 太田今朝治様でございます。

新委員の委嘱状につきましては、予めお渡しさせていただいております。

なお、これまで委員でありました太田総務課長につきましては、要綱の改正に伴い事務局長と変更となりました。

本日は、関係職員として計画の詳細説明が必要な場合に備えて、住民福祉課・観光農政課等の職員を同席させていただいているので、よろしくお願ひいたします。

1. 開会

(事務局)

それでは、開会のご挨拶を、風間副会長より申し上げます。

(副会長)

皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、只今より第4回白馬村地域公共交通会議を始めさせていただきます。よろしくお願ひします。

2. 会長あいさつ

(事務局)

続きまして、太田会長よりごあいさつを申し上げます。

(会長)

皆様、それぞれお忙しい中、第4回の地域公共交通会議を開催しましたところ、大勢のご出席をいただき大変ありがとうございます。平成20年度に皆様方からご審議をいただきました、乗合タクシー事業につきましては、平成21年3月で試験運行期間を終了し、4月1日から実証運行に移行したところでございます。この間、本交通会議及び検討委員会等関係する皆様方から大変なご協力をいただき、ここまで順調に進みましたことに心より感謝を申し上げるところでございます。

お陰さまで、利用者の皆さんからは大変好評をいただき、さらに充実した乗合タクシーとして地域の皆さんの期待に応えていきたいという気持ちをもって取り組んでいるところでおり、また、本年1月以降におきましては、本交通会議を道路運送法の規定に加えて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく、いわゆる法定協議会として位置づけ、3月には「白馬村地域公共交通総合連携計画」の策定・承認をいただき、国に対してこの計画を送付し、併せて認定申請の手続きを経て、国から認定をいただいているところでございます。

これに伴いまして、本日の協議事項は「地域公共交通活性化・再生総合事業」として、今後において補助事業としての予算執行者となります、この交通会議における平成21年度の事業計画並びに予算関係についてご審議をいただくものでございます。

また、観光交通という新たな交通体系についても本計画に掲げていることから、平成21年度において新たな構築を目指すことにつきましても、新たな委員の皆さん方に加わっていたく中でご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、会議を開催させていただきますが、皆様よろしくお願ひいたします。

3. 報告事項

(事務局)

ここで、協議事項に入ります前に報告事項につきまして一括してご説明申し上げます。

最初に、第3回交通会議でご了承をいただいた、白馬村地域公共交通会議設置要綱及び関連する庶務規定、財務規定について報告事項（1）から（3）、資料1から3についてご説明いたします。

まず、資料1でございますが、この公共交通会議の当初における設置目的は、道路運送法の規定に基づき設置いたしましたが、先ほど村長が申しあげましたとおり、本年度から地域公共交通活性化・再生総合事業への認定・採択に向けて、この地域公共交通会議を、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会と位置づけることが必要となりましたことから、要綱を全部改正という手続きをしてございます。

主には、第1条の設置目的に地域公共交通活性化及び再生に関する法律の規定を加えました。そして、第2条の協議事項には、第3号以降に連携計画の策定や連携計画の実施等を加えております。また、補助事業の執行上において、本会議による予算執行が義務付けとなることから、第12条に財務に関する事項として予算関係を加えております。

次に、資料2の庶務規定でございますが、第2条として事務局を総務課に置き、総務課長が事務局長、事務局員が総務課職員といたしまして、第4条及び第6条に文書及び公印の取り扱い等を規定で定めております。

次に、資料3の財務規定でございますが、第2条に予算として本会議の予算関係について定めております。

続いて、（4）試験運行結果につきまして、住民福祉課長の松澤委員よりご報告を申しあげます。

(松澤委員)

それでは、資料4に基づき試験運行結果につきましてご報告させていただきます。目的等につきましては、定時で高齢者等の自動車免許を持たない移動制約者のために進めてきたものでございます。

13pに数字的にまとめてございますが、11月11日から3月31日まで、運行につきましては、91日間に1860人の方にご利用をいただきました。下の表にありますように、順調に1日あたりの利用人員は増えてまいりました。ここにありますように、1番多い時には1日41人、少ないときには1日6人という結果の中で、1日平均171km余りを走っているものでございます。なお、予備車につきましては、効率よく運行した関係もありまして予想を大幅に下回っておりますが、計8台の運行をしております。

次に14pになりますが、1週間を通した中では週の終りの木、金曜日の利用が多くなっている状況でございます。また男女別につきましても女性が1578人ということで、圧倒的に多い状況でございます。16pにまいりまして、利用の関係につきましては、病院等が407人、運動施設、買い物、それから銀行、役場関係の施設、福祉施設、郵便局というような順番に利用の形態がまとまっているところでございます。冬季間というようなことで、運動施設につきましては、屋内ゲートボール場が主なものでございます。それから、18p・19pにまいりまして、運行経費等についてはご覧いただきたいと思います。また、利用者のアンケート

によりまして、最終便の時刻についての評価が、改善を求めるということの結果、駅等の利用も先ほどの中についており、利用の関係で便宜を図ってほしいというような意見があつたところでございます。25 p にまいりまして、保育園児の送迎につきましては、神城地区という保育園から著しく遠い所という送迎でございますが、朝夕の送迎は 26 p にございますが、4月から3月までにつきましては、合計 2675 人利用しております。

その下の、利用率につきましては月平均 70% 後半であり、降園につきましては、若干率が落ちているような状況でございます。

非常に飛び飛びで申しあげましたが、村といたしましても順調に利用がされてきているかなと相対的には評価しているところでございます。説明は以上です。

(事務局)

次に、(5) 白馬村地域公共交通会議委員の追加について、でございますが、冒頭の委員のご紹介でも若干ふれましたが、資料 5 をご覧ください。10 号委員となります「村長が指名する村職員」に、観光関係の事務を所管する観光農政課長、そして観光局次長に加わっていたとき、観光の交通体系について本会議によりご審議をいただくとともに、構築してまいりたいと考えております。

最後に、(6) 各種役員の選任についてですが、資料 6 をご覧ください。いずれの役員も先ほどの要綱や規定に基づき会長の指名となっておりまして、先ほどご説明いたしました、設置要綱第 11 条に規定する「監事」の 2 名につきましては、松沢信州名鉄交通株式会社大町支社支配人、渡邊公募委員にお願いいたします。

次に設置要綱第 14 条に規定する幹事会の幹事でございますが、太田村長、小須田北安曇地方事務所長、小林大町警察署白馬村交番所長、遠藤松本電機鉄道株式会社白馬営業所長、倉島社団法人長野県バス協会専務理事、上條アルプス第一交通株式会社代表取締役、風間白馬観光タクシー株式会社代表取締役、速水公募委員、熊井北陸信越運輸局長野運輸支局長、二本松アルピコ労働組合川中島バス支部執行委員長、松澤住民福祉課長、太田白馬村観光局次長、以上の 12 名の委員の皆様にお願いいたします。

また、財務規定第 7 条の規定に基づき、出納員ということで私、総務課吉田が行うこととなります。

報告事項は一括してご説明申しあげましたが以上でございます。

報告事項につきましてご質問がありましたら、お受けしますのでよろしくお願いいいたします。

4. 協議事項

(事務局)

それでは、協議事項に移りますので、これから進行につきましては、本会議設置要綱第 5 条の規定に基づき、太田会長よりお願いいたします。

(会長)

それでは、規定に基づき次第により議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

(1) 「平成 21 年度白馬村地域公共交通会議事業計画（案）について」事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、この協議事項は資料 7 が説明資料となります。その前に資料 10 をご覧ください。委員の皆さんには、計画策定後において既に送付いたしました連携計画に基づき、地域公共交通活性化・再生総合事業の認定申請ということで 3 月 13 日付で提出し、4 月 1 日付で事業の認定をいただきました。資料 10 の詳細につきましては、割愛させていただきますが後ほどご覧いただきたいと存じます。

この認定申請書に基づき、資料 7 の事業計画（案）を作成いたしましたので、ご説明申し上げます。

1. 乗合タクシーの実証運行事業でございますが、事業主体は、白馬村、村内タクシー事業者及び村民です。事業内容は、・主に高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などの交通確保と社会参加を図るために乗合タクシーを運行する。そして・保育園から著しく遠い村内の地区に居住する保育園児童を送迎する。という内容でございます。

次に 2. 公共交通利用促進に向けた環境整備・地域との協働体制に向けた事業ですが、事業主体につきましては、白馬村地域公共交通会議及び村民です。事業内容につきましては、・公共交通利用促進に向け、村民に対する情報発信や、乗合事業による環境負荷の軽減など、公共交通利用に対して関心の高まる取り組みを推進する。という内容でございます。

最後に 3. 観光交通システム構築事業でございますが、事業主体は、白馬村、白馬村観光局、バス事業者及び村民であります。事業内容につきましては、・観光客と地域住民のニーズに対応した村内循環型シャトルバスの導入システムを検討するとともに、運行計画を策定し具体的に運行する。という内容でございます。

実施スケジュールにつきましては、ご覧のとおり乗合タクシー事業は 4 月 1 日から事業がスタートしておりますし、公共交通会議は、検討委員会を含めて住民への周知や観光交通の構築に向けて会議を重ねてまいります。また、観光交通のあり方については、後ほど協議事項の（3）「今後の進め方について」の事項でご説明申し上げますが、中学や高校生モニターへの調査等というのも計画しているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

(会長)

平成 21 年度白馬村地域公共交通会議事業計画（案）について、の説明がありました。只今の説明につきまして、なにかご質問等がありましたらお出しいただきたいと思いますが如何でしょうか。

(渡邊委員)

4. 事業計画の事業スケジュールの中で、本年度 3 月に利用対象者の拡大・運行の見直しがありますが、そこで見直しの検討をし始めるということでしょうか？もし、平成 22 年度からもし見直しするのであれば、もうちょっと早い時期に見直しを始めた方がいいのではないかと思うのですが。

(会長)

今、スケジュールについてのご質問がありましたけれど、受け取って事務局からの説明を

お願いします。

(太田住民福祉課住民福祉係長)

3年間の実証運行で、本年が1年目となります。4月から11月の間は運行実績が無く、初めてとなるためデータ等を新しく集積し、3月の見直しということで検討したいと考えます。

(渡邊委員)

ということは、実際に見直しをするということならば、年度中途でも見直しするという可能性もあるということでしょうか？

(会長)

必要においては、隨時見直しするという解釈で事務局はよろしいでしょうか？

(太田住民福祉課住民福祉係長)

はい。そのとおりです。

(会長)

隨時見直しをしながら、最終的の取りまとめは3月にということで如何でしょうか。

(渡邊委員)

はい。

(会長)

それでは、平成21年度地域公共交通会議事業計画（案）につきまして、決を取らさせていただきたいと思います。この案について承認される方は举手をお願いします。

ありがとうございました。举手全員です。平成21年度地域公共交通会議事業計画（案）は承認されました。従いまして（案）の字を消していただきますようお願いいたします。

それでは、次の議事に進めさせていただきます。

（2）「平成21年度白馬村地域公共交通会議事業予算（案）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、資料8をご覧ください。

先ほどの資料10の認定申請書に基づきますと、平成21年度事業費は、1250万円となっております。今回議題として提案おります予算額は、1875万1千円でございます。これは、この協議会の予算執行にあたり国から補助金は交付されますが、補助金は最終的に精算及び額の確定後において入金されるため、白馬村から支出される負担金を原資として事業に対する支出を行い、最終的に補助金の入金後において村への精算返納金として支出をするため、その分が予算上において収入・支出双方に上乗せとなるために、事業費が膨らむということですございます。

このような現象につきましては、同様の形態で補助事業として執行している法定協議会及び補助事業の計画期間、いわゆる3年間は同様となります。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。まず、収入の部でございますが、負担金は、白馬村負担金として1250万1千円、国からの補助金として625万円を見込んでおります。これは、地域公共交通活性化・再生総合事業の補助率を1/2として見込んでおります。しかしながら要望数が多く額を足切りされる可能性があることについて指導を受けておりますが、

現時点では交付決定まで至っておりませんので、今後における交付決定額によっては、予算の補正により対応したいと考えておりますが、事業費自体の変更については考えていないということでお願いします。

なお、繰越金、諸収入については本年度見込んでおりません。

続いて支出の部でございますが、詳細につきましては裏面の積算資料をご覧いただきたいと存じます。この表につきましては、先ほどの事業計画でも説明いたしましたが、取組項目毎に積算してございます。最初に、「乗合タクシーの実証運行事業」についてですが、消耗品費は10万3千円で、内容は、運行・予約センター・利用者登録等に係る事務消耗品代でございます。

燃料費は129万6千円で、運行車両に係る燃料費について計上してございます。これは昨今の燃料費の変動に対応するため、平成20年度の試験運行から運行委託とは別計上するという同様の予算処理をしてございます。

役務費は10万8千円で、予約センターに係る電話代でございます。

委託料は1千5万9千円で、内容は、保育園児・デマンドタクシーに係る運行委託代及び予約センターに係る運営委託代を計上してございます。

なお、委託関係につきましては、本協議会の予算として計上してございますが、本年度4月1日から、運行が始まるところから、年度当初において白馬村と運行事業者とは、年間の委託契約を締結しており、本年度は直接協議会から運行事業者への支払は生じることはありませんが、白馬村が契約に基づき支払った金額を本協議会から白馬村に支払うこととなります。

次に、「公共交通利用促進に向けた環境整備・地域との協働体制に向けた事業」についてですが、報酬費は37万6千円で、内容は交通会議委員・乗合等検討委員会委員報酬でございます。

旅費は、6万6千円で会議に出席するための委員旅費及び先進地の視察研修を計上してございます。

印刷製本費は9万1千円で、公共交通に関する周知用チラシ印刷代、関連して役務費として、新聞折り込み代を2万2千円計上してございます。

委託料は21万7千円で、公共交通利用促進に向けた環境整備のアンケート調査として、中学・高校生を対象に実施するものでございます。

最後に、「観光交通システム構築事業」についてですが、シャトルバスの運行に関する時刻表の掲載を、スマートインフォーメンションカード、いわゆる名刺サイズとして制作するものでございます。

以上の取り組み内容につきまして、表となります予算書（案）に支出項目の内訳で計上してございます。先ほど申し上げました、1款. 運営費 2項. 事務費 1目. 事務費として、村への負担金精算返納金として、625万1千円を計上してございます。積算した支出内容につきましては、支出の項目に合わせて割り振っておりますので、裏面の金額と若干差異がありますが、全体事業費をみていただきますと計数が整合していることが確認できるかと思います。

説明につきましては以上です。

(会長)

平成 21 年度白馬村地域公共交通会議事業予算（案）についての説明をいただきましたが、この予算案について何かご質問等があつたらお出しitいただきたいと思います。

如何でしょうか。一瀉千里でご説明を申しあげておりますが、何なりとお出しitいただきたいと思います。

別段ご質問等も無いようですので、平成 21 年度地域公共交通会議予算（案）につきまして、決を取らさせていただきたいと思います。

この案について承認される方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。全員の皆さんのお手により、平成 21 年度地域公共交通会議予算（案）については承認されましたので、案の字を消していただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

（会長）

それでは、（3）「今後の進め方について」を議題といたします。観光農政課長 横沢委員から説明をお願いします。

（横沢委員）

観光農政課の横澤でございます。よろしくお願ひいたします。資料 9 をご覧いただきたいと思います。観光客の移動手段確保事業といたしまして、貸切及び 21 条許可において和田野区を起点として、白馬町区等への観光客移動手段事業を白馬村、白馬観光局、白馬ツーリズム団体との連携により実施をしております、その結果外食産業の活性化におきまして非常に効果が表れており、今後も当面継続の必要性がありますので、観光客及び地域住民のニーズに対応いたしました村内循環シャトルバスの導入システムを検討するとともに、運行計画を策定して具体的に運行していきたいことでございまして、この地域公共交通会議において地域の実情に応じた適切な乗合旅客事業の態様及び運賃等に関する事項を協議するために、運行態様・運賃及び料金・事業計画・運行計画・路線というものを検討していくということになります。

この具体的な内容については、本会議設置要綱第 8 条の既定に基づきまして、検討委員会を設置する、それがその下の検討組織（2）で、既存交通の実態調査、利用ニーズ調査、運行方式、運行経費、運行エリア、車両台数、運行時刻、運行ルール、周知方法の検討を村、交通事業者、住民代表、白馬村観光局ほかという組織で内容を検討し、その内容につきましては、本交通会議にお諮りしていきたいと考えております。

その下に、平成 21 年度検討スケジュールがございますが、これからモニターへの聞き取り調査を含めて、黒丸のように 3 回程度会議を重ね、9 月上旬には交通会議の協議事項に挙げたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

（会長）

ありがとうございました。横沢委員からは、今後の進め方について提案がございましたが、只今の説明を受け委員の皆さん方からご提言・ご意見等ありましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご意見がありませんので、今の横澤委員の説明のとおり今後の進め方について、基本的な進め方につきましてはご了解をいただきたいと思いますので、決を取らせていただきます。

それでは挙手をお願いします。

ありがとうございました。それでは、今後の進め方については承認されましたので、今後は検討委員会による作業を進めていただくようお願いします。

(会長)

(4) の、その他について、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

特にありません。

(会長)

事務局からは特に無いようあります。大変、一瀉千里で説明をさせていただきましたが、以上で、本日の議事は終了となります。大変ありがとうございました。進行を事務局へ戻します。

5. その他

(事務局)

次第の5. その他について、若干連絡事項とお願いを申しあげます。次の会議につきましては、検討委員会の進捗状況によりますが、概ね9月上旬で会議を開催させていただかたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。会議の通知等もこれまで同様に2週間前までに事前に内容を見ていただくことで送付いたします。

次に、事務局からのお願いになりますが、委員の皆さんの報酬等でございますが、これまで公費支出でしたが、村からの負担金収入の後に支出となりますことをお願ひいたします。なお、次回からは振り込み手数料が掛からないようなことで、現金にてお渡しをさせていただくよう考えておりますのでその点につきましてご了承をお願いします。

6. 閉会

(事務局)

それでは閉会につきまして、風間副会長より申し上げます。

(副会長)

只今は、スムースな議事進行のご協力をいただきましてありがとうございました。以上をもちまして第4回白馬村地域公共交通会議を閉じさせていただきます。引き続きよろしくお願ひいたします。